農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

島　田　市

1　促進計画の区域

別紙区域図に記載のとおり

2　促進計画の目標

1．島田市北部地区

（1）現況

本地区は、山間部の平野部に集落が点在し、傾斜地では茶樹や果樹、平野部では水稲などの農産物が生産されている。特に、傾斜地では地形条件により、使用機械が限られ労力を費やしている。また、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が課題となっている。

（2）目標

本地区では、（1）を踏まえ、法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進するとともに、同項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業を併せて行うように働きかけ、有機農業を含む環境に配慮した生産方式を普及し、多面的機能の発揮の推進を図り、耕作放棄地の発生抑制に努める。

2．大井川用水受水地区

（1）現況

本地区は、大井川の豊富な水資源を恩恵に、稲作を中心とした営農が行われている。裏作としてレタス栽培等が盛んに行われ、年間を通じた農業用水の安定供給が求められている。

（2）目標

本地区では、（1）を踏まえ、法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進するとともに、同項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業を併せて行うように働きかけ、有機農業を含む環境に配慮した生産方式を普及し、多面的機能の発揮の推進を図り、耕作放棄地の発生抑制に努める。

3．牧之原台地周辺地区

（1）現況

本地区は、牧之原台地を中心とした茶樹栽培の一大生産地である。比較的条件のよい農地が多いため、機械化が進んでいるものの、点在する園地を所有する農家が多く、作業効率を向上させるため集約化が課題となっている。

（2）目標

本地区では、（1）を踏まえ、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進するとともに、同項第２号、同項第３号に掲げる事業を併せて行い、有機農業を含む環境に配慮した生産方式を普及し、多面的機能の発揮の推進を図り、耕作放棄地の発生抑制に努める。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	島田市北部地区	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
②	大井川用水受水地区	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
③	牧之原台地周辺地区	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

１．法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（１）対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農地であって、１ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

旧川根町、旧伊久身村、旧笹間村及び旧日坂村（特定農山村法の指定地域）
旧大津村、旧大長村及び旧五和村（静岡県知事の特認による指定地域）

イ　対象農用地

(ｱ)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ)自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ)積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ｴ)島田市長の判断によるもの

a　緩傾斜農用地
田 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地８度以上 15 度未満

b　高齢化率・耕作放棄地率の高い農地
急傾斜農地および緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田８%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ｵ)県知事が地域の実態に応じて指定する地域
急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）

（２）　集落協定の共通事項

該当無し

（３）　対象者

認定農業者に準ずる者とは、島田市担い手育成アクションプログラムに定められた方針によって地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（４）その他必要な事項

災害復旧防止事業等協定農地の情報に変更がある場合速やかに対処する。

島田市　促進計画図

平成二十三年　六月

島田市北部地区

大井川用水受水地区

牧之原台地周辺地区

A

B

C

C

D

E

F

凡　例

	行政界
	農業振興地域界（1号事業、2号事業、3号事業）
	地区界
A	地区名
	農地（田）
	農地（畑）
	農地（樹園地）
	採草放牧地
	農業用施設

1：50,000(A1)
1:100,000(A3)

0 0.5 1 2 3 4 5 km

（株）フジヤマ調製